

品川区営住宅駐車場利用要綱

制定 平成15年11月13日 要綱 第91号

改正 令和 5年 2月 1日 要綱 第70号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区営住宅条例（以下「条例」という。）第47条の2および品川区営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第40条の2から第40条の7までの規定に基づき設置する品川区営住宅駐車場（以下「駐車場」という。）の利用手続・利用料その他必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の管理義務)

第2条 利用者は、駐車場の利用について必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければならない。

(利用区画)

第3条 利用できる駐車場の区画は、1世帯につき1区画限りとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、利用者の数が利用を許可すべき駐車場の区画数に満たない場合は、1世帯につき2区画以上の駐車場の利用を認めることができる。

(禁止行為)

第4条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 使用許可を受けた駐車区画を転貸し、またはその権利を譲渡すること
- (2) 駐車場内に引火性もしくは発火性の物品や他の自動車の駐車に支障になる物品を持ち込むこと。
- (3) 駐車区画を変更、または工作物を設置すること。
- (4) 駐車区画を自動車の駐車以外に使用すること
- (5) その他区長が禁止行為として認める事項

(利用料の徴収)

第5条 利用料は、駐車場の利用許可の日から徴収する。利用者が新たに駐車場の利用を開始した場合または駐車場を返還した場合において、その月の利用期間が1月に満たないときは、日割計算とする。

2 利用料は、毎月末日までに当月分を納付しなければならない。

(日割計算の方法)

第6条 利用料の日割計算の方法は1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(駐車場の返還)

第7条 利用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の14日前までに「区営住宅駐車場返還届」（第1号様式）により区長に届け出なければならない。

(原状回復)

第8条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、駐車場またはその付帯施設を破損した場合は、これを原状に回復し、またはそれに要する費用を賠

償しなければならない。

(敷金の返還)

第9条 敷金は、利用者が駐車を返還する際に、これを還付する。ただし、未納の利用料または賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

(利用権の承継)

第10条 区長は、駐車の利用を承継しようとする者からの「区営住宅駐車場利用権承継申請書」(第2号様式)の提出に基づき、次の各号のいずれかに該当し、駐車の管理上支障がないと認める場合は、駐車場利用の権利の承継を許可することができる。

(1) 駐車の利用を承継しようとする者が、利用者の配偶者(事実婚を含む。)、一親等の血族もしくは姻族またはパートナーシップ関係の相手方であって、区営住宅利用開始当初から引き続き当該区営住宅に居住している者であるとき。

(2) 駐車の利用を承継しようとする者が、当該区営住宅に同居の許可を受けてから引き続き1年以上居住している者であるとき。

(駐車場の優先利用)

第11条 規則第40条の4第2項に定める一定の障害を有する者とは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている者とする。

(届出事項)

第12条 利用者は、次のいずれかに該当する場合は「区営住宅駐車場登録事項変更届」(第3号様式)により区長に届け出なければならない。

(1) 駐場に保管する自動車を変更したとき。

(2) 利用者が婚姻その他の理由によりその氏名を変更したとき。

(駐車場利用許可の取消し)

第13条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消し、駐車場の明渡しを請求できる。

(1) 区営住宅使用料を3月以上滞納したとき。

(2) 条例第33条第1項の規定により、区営住宅の使用許可を取消したとき。

(明渡し請求)

第14条 規則第40条の7の規定により明渡しの請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行なうまでの期間については、当該請求を受けた者が駐車場を利用したものとみなし駐車場利用料を徴収することができる。

2 前項の規定は、駐車場返還届を提出したにもかかわらず、当該駐車場を明渡さない者について準用する。この場合において、前項中「請求の日」とあるのは「返還年月日」と読み替えるものとする。

(自動車の盗難等に対する免責)

第15条 区は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故により利用者が損害を受けることがあっても、その損害の責めを負わない。

付 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。